

第百六十六回国会 衆議院 政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会議録 第六号

平成十九年六月五日(火曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長 今井 宏君

理事 井上 喜一君 理事 鈴木 淳司君
理事 棚橋 泰文君 理事 鳩山 邦夫君
理事 林 幹雄君 理事 細川 律夫君
理事 渡辺 周君 理事 井上 義久君
理事 稲田 朋美君 理事 浮島 敏男君
理事 大塚 拓君 理事 木原 誠二君
理事 木原 稔君 理事 倉田 雅年君
理事 中馬 弘毅君 理事 中森ふくよ君
理事 西村 明宏君 理事 萩原 誠司君
理事 福田 峰之君 理事 藤野真紀子君
理事 船田 元君 理事 松本 文明君
理事 山口 俊一君 理事 大串 博志君
理事 近藤 洋介君 理事 寺田 学君
理事 野田 佳彦君 理事 村井 宗明君
理事 佐藤 茂樹君 理事 佐々木憲昭君
理事 日森 文尋君

議員 西村 康稔君
議員 早川 忠孝君
議員 武正 公一君
議員 東 順治君
衆議院調査局第二特別調査 岩尾 隆君
室長

委員の異動
六月五日

辞任

菅野 哲雄君

補欠選任

寺田 学君

中井 治君

日森 文尋君

第二類第二号

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会議録第六号

平成十九年六月五日

同日

辞任

寺田 学君

日森 文尋君

補欠選任

中井 治君

菅野 哲雄君

六月四日

政治資金規正法の一部を改正する法律案(岡田克也君外五名提出、衆法第六号)

政治資金規正法の一部を改正する法律案(東順治君外五名提出、衆法第三十九号)

政治資金規正法の一部を改正する法律案(岡田克也君外五名提出、衆法第六号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

政治資金規正法の一部を改正する法律案(東順治君外五名提出、衆法第三十九号)

政治資金規正法の一部を改正する法律案(岡田克也君外五名提出、衆法第六号)

○今井委員長 これより会議を開きます。

東順治君外五名提出、政治資金規正法の一部を改正する法律案及び岡田克也君外五名提出、政治資金規正法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

提出者より順次趣旨の説明を聴取いたします。

東順治君

政治資金規正法の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

○東議員 ただいま議題となりました自由民主党及び公明党共同提出の政治資金規正法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容の概略を御説明申し上げます。

我々は、昨今の資金管理団体による政治資金の使途をめぐる問題を踏まえ、資金管理団体による不動産の取得等を制限するとともに、資金管理団体の人件費以外の経常経費について、収支報告書への明細の記載及び領収書の写しの添付を義務づけることとし、もって国民の政治に対する信頼の確保を目指すものであります。

以上が、この法律案を提出いたしました理由であります。

次に、この法律案の内容の概略について御説明申し上げます。

第一に、資金管理団体による不動産の取得等の制限であります。資金管理団体は、土地もしくは建物の所有権または建物の所有を目的とする地上権もしくは土地の賃借権を取得し、または保有してはならないこととしております。

第二に、資金管理団体による人件費以外の経常経費についての収支報告書への明細の記載及び領収書の写しの添付の義務づけであります。資金管理団体は、経常経費のうち光熱水費、備品・消耗品費及び事務所費の一件当たり五万円以上の支出について、収支報告書に支出を受けた者の氏名及び住所並びに当該支出の目的、金額及び年月日を記載するとともに、収支報告書の提出の際に領収書の写しをあわせて提出しなければならないこととしております。

第三に、施行期日等ありますが、この法律は平成二十年一月一日から施行することとし、収支報告書への明細の記載及び領収書の写しの添付に係る収支報告書から適用することとしております。また、資金管理団体による不動産の取得等の制限については、この法律の公布の日から起算して一月を経過した日から施行することとし、法改正

正前から引き続き所有している不動産及びこれと密接に関連する不動産については適用しないこととしております。なお、これらの不動産については、用途その他の個々の利用の現況を収支報告書に記載しなければならないこととしております。

以上が、政治資金規正法の一部を改正する法律案の提案の理由及びその内容の概略であります。何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○今井委員長 次に、武正公一君。

政治資金規正法の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

○武正議員 ただいま議題となりました民主党・無所属クラブ提出の政治資金規正法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容の概略を御説明申し上げます。

我々は、昨今の政治資金の使途をめぐる問題を踏まえ、政治団体に係る事務所費その他の経費の支出の透明性を向上させるため、収支報告書の記載事項の拡大、領収書の徴収及びその写しの収支報告書への添付の義務づけの範囲の拡大並びに会計帳簿等の保存期間等の延長の措置を講ずることとし、もって国民の政治に対する信頼の確保を目指すものであります。

以上が、この法律案を提出いたしました理由であります。

次に、この法律案の内容の概略について御説明申し上げます。

第一に、経常経費についての収支報告書への明細の記載及び領収書の写しの添付の義務づけであります。政治団体は、経常経費のうち光熱水費、備品・消耗品費及び事務所費について、収支

報告書への明細の記載及び領収書の写しの添付の義務づけについては平成二十年の収入及び支出に係る収支報告書から適用することとしております。

また、資金管理団体による不動産の取得等の制限については、この法律の公布の日から起算して一月を経過した日から施行することとし、法改正

正前から引き続き所有している不動産及びこれと密接に関連する不動産については適用しないこととしております。なお、これらの不動産については、用途その他の個々の利用の現況を収支報告書に記載しなければならないこととしております。

以上が、政治資金規正法の一部を改正する法律案の提案の理由及びその内容の概略であります。何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○今井委員長 次に、武正公一君。

政治資金規正法の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

○武正議員 ただいま議題となりました民主党・無所属クラブ提出の政治資金規正法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容の概略を御説明申し上げます。

我々は、昨今の政治資金の使途をめぐる問題を踏まえ、政治団体に係る事務所費その他の経費の支出の透明性を向上させるため、収支報告書の記載事項の拡大、領収書の徴収及びその写しの収支報告書への添付の義務づけの範囲の拡大並びに会計帳簿等の保存期間等の延長の措置を講ずることとし、もって国民の政治に対する信頼の確保を目指すものであります。

以上が、この法律案を提出いたしました理由であります。

次に、この法律案の内容の概略について御説明申し上げます。

第一に、経常経費についての収支報告書への明細の記載及び領収書の写しの添付の義務づけであります。政治団体は、経常経費のうち光熱水費、備品・消耗品費及び事務所費について、収支

報告書への明細の記載及び領収書の写しの添付の義務づけについては平成二十年の収入及び支出に係る収支報告書から適用することとしております。

また、資金管理団体による不動産の取得等の制限については、この法律の公布の日から起算して一月を経過した日から施行することとし、法改正

正前から引き続き所有している不動産及びこれと密接に関連する不動産については適用しないこととしております。なお、これらの不動産については、用途その他の個々の利用の現況を収支報告書に記載しなければならないこととしております。

以上が、政治資金規正法の一部を改正する法律案の提案の理由及びその内容の概略であります。何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○今井委員長 次に、武正公一君。

政治資金規正法の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

○武正議員 ただいま議題となりました民主党・無所属クラブ提出の政治資金規正法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容の概略を御説明申し上げます。

我々は、昨今の政治資金の使途をめぐる問題を踏まえ、政治団体に係る事務所費その他の経費の支出の透明性を向上させるため、収支報告書の記載事項の拡大、領収書の徴収及びその写しの収支報告書への添付の義務づけの範囲の拡大並びに会計帳簿等の保存期間等の延長の措置を講ずることとし、もって国民の政治に対する信頼の確保を目指すものであります。

報告書に支出を受けた者の氏名及び住所並びに当該支出の目的、金額及び年月日を記載するとともに、収支報告書の提出の際に領収書の写しをあわせて提出しなければならないこととしております。また、人件費については、収支報告書に、当該人件費の支出を要することとなった業務に従事した者の数を記載しなければならないこととしております。

第二に、収支報告書への明細の記載並びに領収書等の徴収及び領収書の写しの収支報告書への添付を義務づける支出の基準額の引き下げであります。これらの基準額は、現行では一件五万円以上であります。これを一件一万円超に引き下げることとしております。

第三に、会計帳簿等の保存期間等の延長であります。会計帳簿等の保存期間並びに収支報告書等の保存期間及び閲覧期間を現行の三年から五年に延長することとしております。

第四に、施行期日等ありますが、この法律は平成二十年一月一日から施行することとし、収支報告書への明細等の記載及び領収書の写しの添付の義務づけ並びに収支報告書への明細の記載等を義務づける支出の基準額の引き下げについては、平成二十年の収入及び支出に係る収支報告書等から適用することとしております。また、会計帳簿等の保存期間等の延長については、この法律の公布の日から起算して一月を経過した日から施行することとしております。

以上が、政治資金規正法の一部を改正する法律案の提案の理由及びその内容の概略であります。何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○今井委員長 これにて両案の趣旨の説明は終わりました。
次回、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。
午前十時七分散会

政治資金規正法の一部を改正する法律案（東順治君外五名提出）

政治資金規正法の一部を改正する法律

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）の一部を次のように改正する。

第十九条の二の次に次の一条を加える。

（資金管理団体による不動産の取得等の制限）

第十九条の二の二 資金管理団体は、土地若しくは建物の所有権又は建物の所有を目的とする地上権若しくは土地の賃借権を取得し、又は保有してはならない。

第十九条の五の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（資金管理団体の報告書の記載等）」を付し、同条中「含む」の下に「。次条において同じ」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第十九条の五の二 資金管理団体の会計責任者が政治団体の会計責任者として行う第十二条第一項及び第二項又は第十七条第一項及び第四項の規定による報告書及び領収書の写しの提出に係る第十二条第一項第二号の規定の適用については、同号中「経費以外の経費の支出」とあるのは、「経費以外の経費（第十九条第二項に規定する資金管理団体である間に行つた支出にあつては、人件費以外の経費）の支出」とする。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十年一月一日から施行する。ただし、第十九条の二の次に一条を加える改正規定及び次条の規定は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律による改正後の政治資金規正法（以下「新法」という。）第十九条の二の二の規定は、次に掲げる土地若しくは建物の所有権又は借地権（建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権をいう。以下同じ。）については適用しない。

一 資金管理団体が前条ただし書に規定する規定の施行の日（以下「二部施行日」という。）前

から引き続き保有している土地若しくは建物の所有権又は借地権

二 資金管理団体が一部施行日前にされた土地若しくは建物の所有権又は借地権の取得に係る契約又は遺贈に基づいて一部施行日以後に取得する土地若しくは建物の所有権又は借地権

三 次に掲げる土地若しくは建物の所有権又は借地権
イ 資金管理団体が一部施行日以後に第一号又は前号に掲げる土地の所有権又は借地権を保有しており又は取得した場合において、一部施行日又は当該取得の日から一年以内（当該期間内に次号に規定する換地処分等）に当該土地に係る建物の所有権の取得が制限される期間があるときは、一年に当該期間を加えた期間以内とする。）に取得する当該土地（当該土地について次号に規定する換地処分等があつたときは、当該換地処分等により取得した土地を含む。）の土地の所有権

ロ 資金管理団体が一部施行日以後に第一号又は前号に掲げる建物の所有権を保有しており又は取得した場合（当該建物の所有権を引き続き保有するために当該建物の敷地を使用する権原を新たに取得することが必要な事情があるときに限る。）において、一部施行日又は当該建物の所有権の取得の日から一年以内に取得する当該建物の敷地の借地権（当該借地権の取得が困難な事情があるときは、当該敷地の所有権を含む。）

四 資金管理団体が、前号に掲げる土地若しくは建物の所有権又は借地権（この号に掲げる土地若しくは建物の所有権又は借地権を含む。）に代えて、一部施行日以後に換地処分等（土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）その他の法律による土地区画整理事業等の事業における換地処分その他の従前の土地若しくは建物の所有権又は借地権に代えて他

の土地若しくは建物の所有権又は借地権を取得させる手続をいう。）により取得する土地若しくは建物の所有権又は借地権

2 資金管理団体（新法第十二条第一項の規定により報告書に記載すべき資産等があつた年の十二月三十一日又は解散し、若しくは目的の変更その他により政治団体でなくなった日において資金管理団体であつたものを含む。）の会計責任者が政治団体の会計責任者として行う、一部施行日の属する年以後の年に係る新法第十二条第一項の規定による報告書及び一部施行日以後に新法第十七条第一項の規定により同項の報告書を提出すべき事由が生じた場合における当該報告書の提出に係る新法第十二条第一項第三号の規定の適用については、同号イ及びハ中「所在及び面積」とあるのは「所在、面積及び利用の現況（当該資金管理団体の事務所の用に供している場合にあつてはその旨、当該資金管理団体の事務所以外の用に供している場合にあつてはその用途並びに当該土地を現に使用している者）との用途、使用している面積、その者と当該資金管理団体及びその代表者との関係並びに使用の対価の価額をいう。」と、同号ロ中「所在及び面積」とあるのは「所在、床面積及び利用の現況（当該資金管理団体の事務所の用に供している場合にあつてはその旨、当該資金管理団体の事務所以外の用に供している場合にあつてはその用途並びに当該建物を現に使用している者）との用途、使用している床面積、その者と当該資金管理団体及びその代表者との関係並びに使用の対価の価額をいう。」とする。

第三条 新法第十九条の五の二の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の属する年以後の年に係る新法第十二条第一項の規定による報告書及び施行日以後に新法第十七条第一項の規定により同項の報告書を提出すべき事由が生じた場合における当該報告書の提出について適用し、施行日の属する年の前年以前の年に係るこの法律による改正前の政治資金規正法

(以下「旧法」という。)第十二条第一項の規定による報告書及び施行日前に旧法第十七条第一項の規定により同項の報告書を提出すべき事由が生じた場合における当該報告書の提出については、なお従前の例による。

2 前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

資金管理団体の政治資金の使途に関し国民の信頼を確保するため、人件費以外の経常経費の支出について収支報告書への明細の記載及び領収書の写しの添付を義務付けるとともに、不動産の取得等を制限する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

政治資金規正法の一部を改正する法律案(岡田克也君外五名提出)

政治資金規正法の一部を改正する法律

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項第二号中「第十二条第一項第二号」を「第十二条第一項第二号イ」に改める。

第十一条中「五万円以上の」を「一万円を超える」に改める。

第十二条第一項第二号中「人件費、光熱水費その他の総務省令で定める経費以外の経費の支出(一件当たりの金額(数回にわたつてされたときは、その合計金額)が五万円以上のものに限る。)」について、その支出を受けた者の氏名及び住所並びに当該支出の目的、金額及び年月日を「次に掲げる事項」に改め、同号にイ及びロとして次のように加える。

イ 人件費以外の経費の支出(一件当たりの金額(数回にわたつてされたときは、その合計金額)が一万円を超えるものに限る。)

については、その支出を受けた者の氏名及

び住所並びに当該支出の目的、金額及び年月日

ロ 人件費の支出については、当該人件費の支出を要することとなつた業務に従事した者の数

第十二条第二項中「同項第二号」を「同項第二号イ」に改める。

第十六条及び第十九条の三第二項中「三年」を「五年」に改める。

第二十條の二第一項中「三年」を「五年」に改め、同条第二項中「三年間」を「五年間」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十年一月一日から施行する。ただし、第十六条、第十九条の三第二項及び第二十條の二の改正規定並びに附則第三条の規定は、この法律の公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律による改正後の政治資金規正法(以下「新法」という。)第十一条の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。))以後になされる支出について適用し、施行日前になされた支出については、なお従前の例による。

2 新法第十二条第一項(新法第十七条第一項の規定によりその例によることとされる場合を含む。))及び第二項(新法第十七条第四項において準用する場合を含む。))の規定は、施行日の属する年以後の年に係る新法第十二条第一項の規定による報告書及び施行日以後に新法第十七条第一項の規定により同項の報告書を提出すべき事由が生じた場合における当該報告書の提出について適用し、施行日の属する年の前年以前の年に係るこの法律による改正前の政治資金規正法(以下「旧法」という。)第十二条第一項の規定による報告書及び施行日前に旧法第十七条第一項の規定により同項の報告書を提出すべき事由が生じた場合における当該報告書の提出については、なお従前の例による。

3 前二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第三条 新法第十六条第一項の規定は、附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日の前日までに旧法第十六条第一項の規定により保存すべき期間が満了していない会計帳簿、明細書及び領収書等についても適用する。

2 新法第十六条第二項の規定は、附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日の前日までに旧法第十六条第二項の規定により保存すべき期間が満了していない通知に係る文書についても適用する。

3 新法第十九条の三第二項の規定は、附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日の前日までに旧法第十九条の三第二項の規定により保存すべき期間が満了していない通知に係る文書についても適用する。

4 新法第二十条の二第一項の規定は、附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日の前日までに旧法第二十条の二第一項の規定により保存すべき期間が満了していない報告書及び書面についても適用する。

5 新法第二十条の二第二項の規定は、附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日の前日までに旧法第二十条の二第二項の規定により閲覧を請求することができる期間が満了していない報告書及び書面についても適用する。

理由

政治団体に係る事務所費その他の経費の支出の透明性を向上させるため、収支報告書の記載事項の拡大、領収書等の徴収及びその写しの収支報告書への添付の義務付けの範囲の拡大並びに収支報告書の保存期間等の延長の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十九年六月八日印刷

平成十九年六月十一日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

B